

総社市被災者寄り添い室設置規程を次のとおり定める。

令和元年11月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市被災者寄り添い室設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、総社市事務分掌規則（平成17年総社市規則第3号）第12条の規定に基づき、平成30年7月豪雨災害による被災者（以下「被災者」という。）の見守り及び相談支援に関する事務を処理するための組織の設置等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 前条の事務を処理するため、保健福祉部に被災者寄り添い室（以下「寄り添い室」という。）を設置する。

(職員)

第3条 寄り添い室に室長を置く。

2 寄り添い室に室長代理、主幹、室長補佐、主査、主任その他必要な職員を置くことができる。

(職務)

第4条 室長は、上司の命を受けて寄り添い室の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。

2 室長代理は、室長を助け、所属職員を指揮し、室長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 主幹及び室長補佐は、室長を助け、寄り添い室の事務を整理し、室長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 主査は、上司の命を受けて寄り添い室の事務を処理し、所属職員を指揮する。

5 主任は、上司の命を受けて寄り添い室の事務のうち特定の事項を処理し、所属職員を指揮する。

6 その他の職員は、上司の命を受けて、担当事務を処理する。

(事務分掌)

第5条 寄り添い室の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 被災者の見守りに関すること。

(2) 被災者の相談支援に関すること。

(専決事項等)

第6条 室長の専決事項及び代決の順序は、総社市事務決裁規程（平成17年総社市訓令第11号）に定める主務部長の例による。

2 室長を除く寄り添い室に属する職員の代決の順序は、総社市事務決裁規程に定めるそれぞれの職の例による。ただし、室長の専決事項については、室長代理が第1次代決者として、主幹及び室長補佐が第2次代決者として処理することができる。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和元年11月25日から施行する。